

「とっとりエコ・グリーン農業」ロゴデザイン使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県に著作権が帰属する「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に基づく有機農業や特別栽培など環境負荷低減への取組（以下、『「とっとりエコ・グリーン農業」』という。）のロゴデザイン（以下「デザイン」という。）について、適正な使用を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 デザインの使用許可及び管理は、鳥取県が行う。

(使用権限)

第3条 デザインは、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 有機 JAS 認証、鳥取県特別栽培農産物認証、鳥取県環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者が、「とっとりエコ・グリーン農業」の認知度向上等を目的として使用する場合。
- (2) 「とっとりエコ・グリーン農業」により栽培された農産物等の販売事業者が販売促進資材等を制作する場合。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合。
- (4) その他、鳥取県農林水産部農業振興局生産振興課長（以下、「生産振興課長」という。）が認める場合。

2 第1項の(1)又は(2)の場合であっても、有機 JAS、鳥取県特別栽培農産物、鳥取県環境負荷低減事業活動実施計画の認証並びに認定された内容に限るものとする。

(表示)

第4条 デザインの表示は、別添「とっとりエコ・グリーン農業ロゴデザイン ヴィジュアル・アイデンティティマニュアル」のとおりとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の規定によりデザインを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ生産振興課長に対して、「とっとりエコ・グリーン農業」ロゴデザイン使用申請書（別記様式1）を提出し、事前に許可を得た場合にのみ使用できる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (2) その他、生産振興課長が認めるとき。

2 第1項の申請は、団体の構成員が全て「とっとりエコ・グリーン農業」に取り組む農家である場合には、当該団体名で申請することができる。

(使用の許可)

第6条 生産振興課長は、前条により申請のあった内容について適当と認められる場合には、デザインの使用を許可し、「とっとりエコ・グリーン農業」ロゴデザイン使用許可通知書（別記様式2）により通知する。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、デザインの使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用許可を受けた取組以外に使用しないこと。
- （2）関係法令を遵守すること。
- （3）デザインの使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- （4）デザインを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。

（適正使用の確保）

第8条 鳥取県は、デザインの使用状況について、使用者に対し、必要に応じた報告を求め、又は検査を行うことができる。

（使用許可の取消）

第9条 鳥取県は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインの使用許可を取り消すことができる。

- （1）使用者がこの要領の規定に違反したとき。
 - （2）「とっとりエコ・グリーン農業」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2 使用許可の取消は、「とっとりエコ・グリーン農業」ロゴデザイン使用許可取消通知書（別記様式3）により通知する。
- 3 第1項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、鳥取県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（使用料）

第10条 デザインの使用料は徴収しない。

（権利譲渡の禁止）

第11条 使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

（補足）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は生産振興課長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年7月28日から施行する。